

認証制度の仕組みについて

- 福祉・介護事業所認証制度の認証期間は3年間と設定しており、認証基準のレベルを維持し続けるために期間を更新する仕組みとしている。
- 認証制度を運用し、初年度(平成29年3月末日)に認証を取得した事業所の認証期間は、平成32年3月末(2020年3月末)までとなる。更新手続きは認証期間終了前に実施する必要があるため、次回の協議会(2019年9月)までに更新時の手続き内容を整理して仕組み化する必要がある。

奈良県における認証更新制度の方向性

(1) 審査内容、審査項目

毎年の現況報告により、認証項目の実施状況は確認ができていることから、更新審査で確認する内容は前回から特に変更があった書類を中心に確認を行う。(書類を事務局に送付いただき、書類審査を行う)

【 確認書類(案) 】

- 各種法令の変更があった場合、法令に準じて改訂された規程類
- 法令遵守を証明する誓約書の更新
- 年度更新された人材育成計画やキャリアパス、賃金体系等

(2) 現地審査方法

現地審査は奈良県社会保険労務士会に依頼の上、社会保険労務士を派遣いただく予定。その上で、審査側、事業所側の負担を考慮し、法人本部(代表事業所)にて1~2時間程度で実施状況を確認する。(県職員は原則立ち会わない。)

(3) 審査期間

- 作業期間を分散するため、新規審査と更新審査は時期を分ける。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規				申請	審査	審査				申請	審査	審査
更新		申請	審査	審査				申請	審査	審査		

(4) 懸念事項

- 懸念すべき点は「更新しない事業所が出る」こと。更新審査に係る作業量が多くなると、作業量と得られるメリットを比較して更新を行わない事業所が出てくることは十分に考えられる。そのため、認証事業所であり続けるメリットを周知し、手続きを促す。

参考：京都府の認証更新制度

■ 認証更新の条件

- 認証審査時に確認した状況が認証後も継続していること

■ 認証更新の手続き

- 提出書類「認証更新申請書」、「認証状況確認表」、その他確認に必要な書類を事務局に提出する。
- 書類受領後、京都府庁または府の指定する場所にて確認を行う。
(時間を区切り、集合審査を行う)

■ 提出期限

- 認証日の3年後の属する月の3ヵ月前の初日まで
(平成27年10月30日認証の事業所 → 平成30年7月1日期限)

■ 次回以降の認証更新について

	状 況	対 応	次回更新
①	3年間継続して全ての基準に取り組んでいる場合	認証の更新を認める	5年後
②	一部の年度の取組が確認できない基準がある場合(全ての基準について、少なくとも1つの年度での取組が確認できること)	認証の更新は認めるが、翌年度に再度基準の確認を行うことがある	3年後
③	3年間どの年度も取組が確認できない基準がある場合	認証の更新は認めない	-
④	期限までに認証更新の手続きを行わない場合	認証日の3年後の属する月の末日をもって認証終了	-

今後の検討スケジュール(案)

2019年5月~7月 : 認証更新手続きの検討、各種様式の作成

2019年9月(予定) : 人材確保協議会にて報告、最終確定。認証事業所への告知開始